



荻田町 けいかく こども計画 (令和8～11年度)



こども版

荻田町こども計画ってなに？

みなさんが、自分に自信をもち、幸せに成長して暮らせる「こどもまんなか社会」をめざし、「こども基本法」という法律ができました。

荻田町でも、この「こどもまんなか社会」に向けての取り組みをしっかりと進めていくために「荻田町こども計画」をつくりまします。これは、荻田町がこども・若者のための取り組みを進めるときに大事にすることや目標をまとめたものです。



荻田町こども計画の目指すもの



こどもが毎日安心して、幸せに暮らせるまちづくりを進めます。こどもが幸せに暮らせる町は、おとなにとっても住みやすく、心がゆたかになるまちです。だからこそ、この計画では、今を生きるこどもも、これから生まれてくるこどもも、みんなが笑顔でいられる社会をめざします。



すべてのこどもが夢や希望をもって自分らしく輝けるまち

～こどもまんなか社会の実現を目指して～



I

年齢にかかわらず大切にを進める取り組み

1 こどもの権利を大切にします

- ・こどもも「ひとりの人間としての権利」があることを町の人みんなに知ってもらいます。
- ・こどもが自分の意見を言える場をつくり、町の取り組みに生かします。

2 自由におそべる場所と、いろいろな体験のチャンスをふやします

- ・こどもも「ひとりの人間としての権利」があることを町の人みんなに知ってもらいます。
- ・こどもが自分の意見を言える場をつくり、町の取り組みに生かします。



3 生まれる前から大きくなるまで、切れ目なく健康をサポートします

- ・「こども家庭センター」を中心に、妊娠中から赤ちゃん、幼児、学生と、成長に合わせてずっと支えます。

4 どんな家庭でも、こどもが夢を持てるように支えます

- ・生まれ育った環境にかかわらず、学びや生活を応援します。

5 病気や障がいのあるこどもをていねいに支えます

- ・必要な医療や支援、学びのサポートにつなげます。
- ・家族や学校とも協力し、安心して過ごせるようにします。



6 つらい思いをしているこどもを早く見つけ、守ります

- ・暴力を受けているこどもや、「ヤングケアラー」のこどもなどを、早く気づいて支えます。
- ・安心して相談できる場所や人を増やします。

7 いのちと安全をまもります

- ・こどもが自分のいのちをたったり、犯罪にまきこまれたりしないように、地域のおとなたちが見守ります。
- ・いじめや危険から身をまもるための学びや仕組みを進めます。

「ヤングケアラー」ってなに？

ヤングケアラーは、家の人のお世話や料理・洗たくなどの家事を毎日のようにたくさんしているこどものことです。そのために、勉強や遊び、クラブ活動など自分のやりたいことが思うようにできなくなることがあります。家族を手伝うことは大切ですが、学校生活に影響が出たり、心や体がとてもつかれてしまうときは注意が必要です。

そんなときは、先生やスクールカウンセラー、家族や親せき、友だちなど信頼できる人に相談してみてください。



Ⅱ

ねんれい 年齢に合わせた大切な取り組み

(1) 小学校はいに入るまで



- 赤ちゃんのころから、親や安心できる大人としっかりした「きずな」を作ることが大切です。
- 人と関わる力、生活きほんの基本（食べる・ねむる・遊ぶなど）を身につけられるようにします。

おも 【主なとりくみ】

- ・妊娠や出産について正しい知しきを広め、健診けんしんなどでお母さんと赤ちゃんの健康けんこうを守ります。
- ・幼稚園や保育園などの、小学校に入る前の学びと保育をよくします。



(2) 小学生さい～18歳まで

- 小学生の時期は、心と体が大きく育ち、自信や思いやりが育つ大事な時期です。
- 中学生・高校生になると、自分について考えたり、悩なやんだりします。どんなこどもも、自分の進えいみたい道みちを選ぶように大人が支えます。



おも 【主なとりくみ】

- ・生きる力（確たしかな学力、豊ゆたかな心、たくましい体力）を育てる教育を進めます。
- ・こども・若者の目線めくせんに立った「安心してすごせる居場所いばしょ」をつくれます。
- ・社会で自立して生きるための知しき（お金の使い方、進路はたら、働き方、など）を学べるようにします。
- ・いじめをゆるさず、早く気づいて止めるしくみと学びを強めます。...



(3) 18歳さいいじょう以上

- 若者が自分のことをよく知り、仕事・進学けっこん・結婚せんたくなどの大切な選択を自分で決められるようにサポートします。

Ⅲ

子育て中の人をささえる大切な^と取り組^み



1

子育てや教育にかかるお金をサポートして、お金の心配をへらします。

2

赤ちゃんや子どもを育てる家庭が、家で子育てしていても外で働^{はたら}いていても、安心してらせるよう、地域の支えやサービス^{じゅうじつ}を充実させます。

3

職場^{しょくば}や学校、地域^{ちいき}が協^{きょうりょく}力して、家族みんなで子育てできるようにします。

4

ひとり親家庭などの、時間やお金、生活で困っている人の話をよく聞き、生活^{しえん}や仕事の支援につなげて、安心してらせるようにします。



「こども基本法」や「こどもまんなか社会」 についてもっと知りたいときは？

みなさんに知ってもらいたい情報がわかりやすく、書かれています！

下の画像で読み取ると見ることができます。



こども家庭庁
こども向けホームページ

苅田町こども計画（こども向け^む概要^{がいようばん}版）

はっ ころ ふうおかけんかんだまち
発 行 福岡県苅田町
きかく へんしゅう かんだまち か
企画・編集 苅田町こども課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1
TEL 093-588-1036
FAX 093-436-5121